

(その1)

収支報告書 (令和 3 年分)

(ふりがな) (たばたなおこうえんかい)

- 1 政治団体の名称 たばた直子後援会
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県千葉市美浜区真砂3-4-4 2F
- 3 代表者の氏名 田畑 直子
- 4 会計責任者の氏名 田畑 壽邦

問合せ先
 (担当者) 田畑直子
 (電話) 090-3544-4510



資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 千葉市議会議員
 (現職)

資金管理団体の届出をした者の氏名 田畑直子

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
 令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

政党の支部 政党

その他の政治団体(後援会等) 政治資金団体

その他の政治団体の支部 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 _____

公職の種類 _____
 (現職 ・ 候補者等)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
 令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

377990

本 内 郵 資 国 全 都 道
 解 後 密 N N 県 N 過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
H		3/22	S		

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)	2	633	065	
① (前年からの繰越額)	2	232	174	
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G)			400	891
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)			703	138
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))			1,929	927

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額 A				
員 数				人

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附 [うち 特 定 寄 附]	80,000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	320,891	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	400,891	(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]		内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附		内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)	400,891	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
古賀照生	10,000		R3.2.19	千葉県美浜区真砂3-17-4-1105			
池上健	10,000		R3.4.18	千葉県美浜区磯辺6-2-5-105			
勝山喬	10,000		R3.7.21	千葉県美浜区打瀬1-2-3 A206			
この頁の小計	30,000						
その他の寄附	50,000		→ ※ 下記注意(1)参照。				
合計	80,000		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。
 (4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1	経 常 経 費									
	(1) 人 件 費									
	(2) 光 熱 水 費				24,720					
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				4,886					
	(4) 事 務 所 費				656,532					
	小 計 ((1)~(4))				686,138					
2	政 治 活 動 費									
	(1) 組 織 活 動 費									
	(2) 選 挙 関 係 費									
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※									
(内 訳)	ア 機関紙誌の発行事業費									
	イ 宣伝事業費									
	ウ 政治資金パーティー開催事業費									
	エ その他の事業費									
	(4) 調 査 研 究 費				17,000					
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金									
	(6) そ の 他 の 経 費									
	小 計 ((1)~(6))				17,000				うち本部・支部間の交付金合計	円
	合 計				703,138				←1の小計と2の小計の合計を記載すること。	

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その14-1)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	光熱水費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(その14-2)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳					項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出				4,886				
合計				4,886				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
事務所の賃料	1月	51,334	R3. 1. 20	(有)センヨ一ホーム	千葉県中央区松波2-18-4		
	2月	51,334	R3. 2. 2	(有)センヨ一ホーム	千葉県中央区松波2-18-4		
	3月	51,334	R3. 3. 1	(有)センヨ一ホーム	千葉県中央区松波2-18-4		
	4月	51,334	R3. 4. 1	(有)センヨ一ホーム	千葉県中央区松波2-18-4		
	5月	51,334	R3. 5. 6	(有)センヨ一ホーム	千葉県中央区松波2-18-4		
	6月	51,334	R3. 6. 1	(有)センヨ一ホーム	千葉県中央区松波2-18-4		
	7月	51,334	R3. 7. 1	(有)センヨ一ホーム	千葉県中央区松波2-18-4		
	8月	51,334	R3. 8. 2	(有)センヨ一ホーム	千葉県中央区松波2-18-4		
	9月	51,334	R3. 9. 2	(有)センヨ一ホーム	千葉県中央区松波2-18-4		
	10月	51,334	R3. 10. 5	(有)センヨ一ホーム	千葉県中央区松波2-18-4		
	11月	51,334	R3. 11. 1	(有)センヨ一ホーム	千葉県中央区松波2-18-4		
	12月	51,334	R3. 12. 6	(有)センヨ一ホーム	千葉県中央区松波2-18-4		
この頁の小計		616,008					
その他の支出		40,524					
合計		656,532					

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 3 月 7 日

政治団体の名称 たばた直子後援会

会計責任者の氏名 田畑壽邦



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要